

介護事業所等に対するサービス継続支援事業（備品等購入費等） Q&A

令和8年2月5日現在

番号	内容	質問	回答
1	対象事業所等について	今回の補助金（備品等購入費等）について、対象となる事業所等を教えてください。	対象となるのは、令和7年12月12日（基準日）時点でにおいて、山口県内（下関市を含む）に所在する実施要綱別添1に記載されている介護サービス等を提供する事業所・施設等（以下「介護事業所等」という。）となります。また、基準日時点において事業活動を行っており、今後も事業継続意思があることが必要です。
2	対象事業所等について	今後、廃業を視野に入れて運営している事業所等は、対象事業所に含まれますか。	令和7年12月12日（基準日）時点で開設している事業所であっても、令和8年3月31日までに廃止が決定している事業所については対象外です。
3	対象事業所等について	休止中の事業所等は対象に含まれますか。	令和7年12月12日時点（基準日）時点で休止中の介護事業所等であっても、申請時点で再開届を提出し、事業を再開している場合は対象です。
4	対象事業所等について	今後、開設予定の事業所等は対象になりますか。	令和7年度中に開設する介護事業所等であっても令和7年12月12日時点（基準日）で開設、運営していない場合は対象外です。
5	対象事業所等について	事業所等は山口県内にあるものの、本社が山口県内にない場合、申請できますか。	本社が山口県外であっても、山口県内を所在地とする介護事業所等が存在する場合は、当該事業所等分については対象となります。ただし、県外に所在地を有する事業所等については、本補助金の対象外ですので、申請の際にはご注意ください。
6	対象事業所等について	介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所は補助対象に含まれますか。	補助対象に含まれません。
7	対象事業所等について	介護保険法による医療系サービスのみなし指定の事業所は補助対象に含まれますか。	補助対象に含まれます。 ただし、医療みなしの事業所が、介護サービスの提供実績がない（介護報酬の請求実績がない）場合には、本補助目的が「介護サービスの円滑な継続のための支援」であるため、補助対象外となります。
8	対象事業所等について	基準該当サービス事業所や離島等相当サービス事業所について、補助対象に含まれますか。	補助対象に含まれます。
9	対象事業所等について	介護事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受けている場合、共生型障害福祉サービスの利用者は、訪問介護の延べ訪問回数、通所介護の延べ利用者数の算定に含まれますか。	補助対象に含まれません。
10	対象事業所等について	障害福祉サービス事業所が共生型介護保険サービスの指定を受けている場合、補助対象に含まれますか。含まれる場合の補助上限はどうなりますか。	補助対象に含まれます。1事業所あたり20万円を上限に補助となります。
11	対象事業所等について	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、当該利用者数について補助対象に算定されますか。	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、元の施設に対して定員数に応じた補助が行われることから、空床利用の利用者分については補助対象となりません。 なお、認知症対応型共同介護等で短期入所利用を実施している場合も、元の事業所として補助対象としていることから、短期利用者分について別途補助対象とすることはありません。
12	対象事業所等について	例えば、同一事業者が同じ事業所所在地で、訪問介護事業と通所介護事業を実施している場合、それぞれが補助対象になるということはよいでしょうか。	お見込みのとおりです。それぞれ指定サービス毎に補助対象とすることを想定しております。 なお、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）については、一つの事業所として補助対象となります。
13	申請方法について	申請方法はどのようにすればいいですか。	ホームページに申請書（エクセルファイル）を掲載しています。ダウンロードしていただき、シートの案内及びコメント等を参考にご入力ください。 入力後は原則メールで事務局（送信先はホームページ等に掲載）にお送りください。 ※提出先は県ではありません。お間違えの無いようご注意ください。
14	申請方法について	郵送での申請はできますか。	申請については、原則オンライン（メール）にてお願いします。 オンラインでの申請が困難な方は、事務局へご相談ください。
15	申請方法について	複数の事業所を運営する場合、事業所毎に申請することになりますか。	重複や漏れを防ぐため、法人単位で1度の申請をお願いします。
16	提出書類について	申請書類は何が必要ですか。	申請に必要な書類は、次の4つです。 (1) 介護事業所等に対するサービス継続支援事業（備品等購入費等）に係る交付申請書（別記第1号様式） (2) 事業所・施設別申請額一覧表（様式1） (3) 介護事業所等に対するサービス継続支援事業（備品等購入費等）に関する事業実施計画書（様式2）※申請事業所等ごとに作成 (4) 振込先口座申出書（様式3） 申請書ファイル内に4つとも含まれていますので、作成後のファイルをお送りいただければ申請が完了します。

17	提出書類について	添付資料として、支出（予定）内容を証明する資料（見積書、領収書、支払記録等）の提出は必要ですか。	支出（予定）内容を証明する資料（見積書、領収書、支払記録等）は、県から求めがあった場合に速やかに提出できるよう、介護事業所等で適切に保管してください。
18	対象経費について	いつから発生した経費が対象となりますか。 過去に購入したものを持続対象にすることは可能でしょうか。	県の交付決定日（令和8年2月末予定）以降に生じた経費が対象となります。そのため、交付決定日前の過去に購入したものは補助対象となりません。
19	対象経費について	例えば、取得費用が30万円以上などの財産処分制限の対象となる備品等の購入は対象となりますか。 また、補助単価を超えた場合は、補助対象外になるという認識でよろしいでしょうか。	本補助金は、介護サービスを円滑に継続するための支援が目的であり、資産形成の支援を目的とした事業ではないことから、単品で取得費用が財産処分制限の対象となる備品等は補助対象外と考えます。 また、複数の物品等を組み合わせて補助単価を超える場合は、補助単価を上限とした補助となります。
20	申請後の手続き等について	交付決定額が申請額満額ではなかったので、対象経費を変更したいのですが、どのような手続きとなりますか。	軽微な変更であれば、変更承認の手続きは不要ですが、軽微な変更に該当するかどうかは事務局に御相談ください。
21	申請後の手続き等について	交付申請を行い、交付決定を受けた後はどのような手続きが必要ですか。	令和8年3月末までに事業完了をしていただき、事業完了後、実績報告書を御提出いただくこととなります。 実績報告の提出期限等につきましては、別途かいごへるぶやまぐち等でお知らせします。
22	申請後の手続き等について	補助金が振り込まれる時期はいつ頃でしょうか。	交付決定後、県にて支払の手続きを行い、3月中下旬頃にお支払いする予定です。
23	申請後の手続き等について	仕入控除税額の報告は必要ですか。	消費税及び地方消費税は補助対象としておりませんので、仕入控除税額の報告は不要です。
24	対象経費について	例で記載されていない備品は補助対象外ですか。●●は対象になりますか。	例示ですので、補助金の目的に即したものであれば対象になります。 なお、本補助金は、備品等購入等にかかる費用を補助対象としているため、研修等費用、設備等の設置工事費用、建物等の修繕費用などは対象外と考えます。
25	申請方法について	通所介護及び訪問介護の事業所規模はどのように判断したらよいですか。	山口県介護事業所等に対するサービス継続支援事業（備品等購入費等）実施要綱別添1※1に記載のとおり、令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分までの平均により判断してください。 なお、介護サービス提供実績の規模と異なる申請の場合、根拠資料の提出を求める場合がありますので、御了承ください。
26	申請方法について	交付申請書（別記第1号様式）に部署名の欄がありますが、部署がない場合、どのように記載したらよいですか。	部署がない場合、空欄で構いません。
27	申請後の手続き等について	「令和8年3月末までに事業（備品等購入等）を完了してください。」とありますが、ここで言う「完了」とは何をもって完了とするのでしょうか。	納品・支払まで完了していることが望ましいですが、納品が完了し、支払いのみが4月になる場合も想定されます。 なお、領収書等については県から求めがあった場合に速やかに提出できるよう、介護事業所等で適切に保管してください。